

被災者向け農の雇用事業

【700百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被災農業者や就農を希望する被災者を新たに雇用する農業法人等が実施する実践的な研修を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災による被災者は、仕事や住まい等を失い、不自由な避難生活を余儀なくされ、**就業の場を確保**することが求められています。
- ・また、被災地の農業の復興を図り、東北を新たな食料供給基地として再生するためには、被災地の農業の将来を担う農業者を育成することが重要です。
- ・このため、被災農業者や就農を希望する被災者に就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

政策目標

農業法人等による被災農業者等の雇用

<主な内容>

東日本大震災による被災者等を農業法人等が新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を実施した場合、研修経費等の一部を助成します。（23年度から25年度まで継続して助成）

○支援対象

- ① 市町村等が策定する経営再開マスタープランに位置づけられた被災農業者等を、農地等が復旧するまでの間、一時的（3ヶ月以上）に雇用する農業法人等
- ② 農業経験の少ない被災者等を正規の従業員として雇用する農業法人等

○助成額 上限月額97千円

○対象期間 最長12ヶ月分

○対象経費 研修指導経費、外部講師謝金、外部研修受講旅費など

○事業規模 550人

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

（ お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直））
経営局経営政策課（03-6744-2143（直）） ）

被災者向け農の雇用事業

～ 東日本大震災による被災者の雇用を支援します ～

【平成23年度第3次補正 要求額 700百万円】

1. 事業内容

東日本大震災による被災農業者や就農を希望する被災者等を農業法人等が新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を実施した場合、研修経費等の一部を助成します。

2. 支援内容

被災農業者や被災者等を雇用して実施する研修に要する経費について、最大で月9.7万円を長期間※助成します。(事業規模550人)

＜支援対象となる主な経費＞

- ・法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・研修対象者の雇用保険・労働者災害補償保険料 等



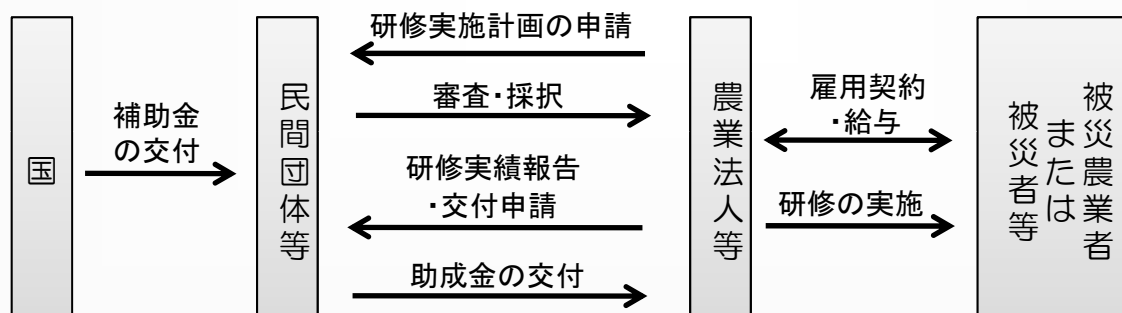
※ 23年度3次補正予算では12ヶ月間の助成を行います。2年目以降については、24年度予算で要求中。

3. 助成対象者・事業の流れ

＜助成対象者＞

- ① 地域農業経営再開復興支援事業により市町村等が策定する経営再開マスタープランに位置づけられた被災農業者を、農地等が復旧するまでの間、一時的(3ヶ月以上)に雇用する農業法人等
- ② 農業経験の少ない被災者等を正規の従業員として雇用する農業法人等

＜事業実施の流れ＞



※被災農業者の場合は、経営再開マスタープランに位置づけられることが要件